

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国においては、急速な少子化が進行し、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てへの不安や負担、孤立感を抱える保護者が増加する傾向にあります。また、いじめや虐待、貧困など、子どもの人権と安全・安心を脅かす様々な事案も発生し、大きな社会問題となっています。

こうした状況のもと、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度として平成27年4月から施行されました。新制度のもとでは、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充及び地域での子ども・子育て支援事業を充実させるとともに、家庭、学校、地域等のあらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるとする人の希望を叶え、そして全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

また、子どもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年9月に同法の改正法が施行されたことによって、市町村は子どもの貧困対策を推進する計画の策定の努力義務を規定するとともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されました。

このような中、本市では「上越市第6次総合計画」において、まちづくりの目標となる将来都市像に「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」を掲げ、人口減少などの課題による影響を緩和・解消していく観点も踏まえ、同計画の基本政策の1つに「子どもが健やかに育ち、安心して産み育てられる環境の充実」を位置付け、子ども・子育て支援法に基づき策定した「子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの権利に関する条例に基づき策定した「子どもの権利基本計画」により様々な施策を推進してきました。

これまでの取組とその成果を基盤とし、子ども・子育てに関する取組をより一層推進するため、現行の「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの権利基本計画」を一体化して、関係施策を整理するとともに、市の子育て施策の更なる充実を図るほか、子育て家庭、地域（町内会・学校等）、社会（企業等・行政）の役割を明確にした「上越市子ども・子育て支援総合計画」を策定します。

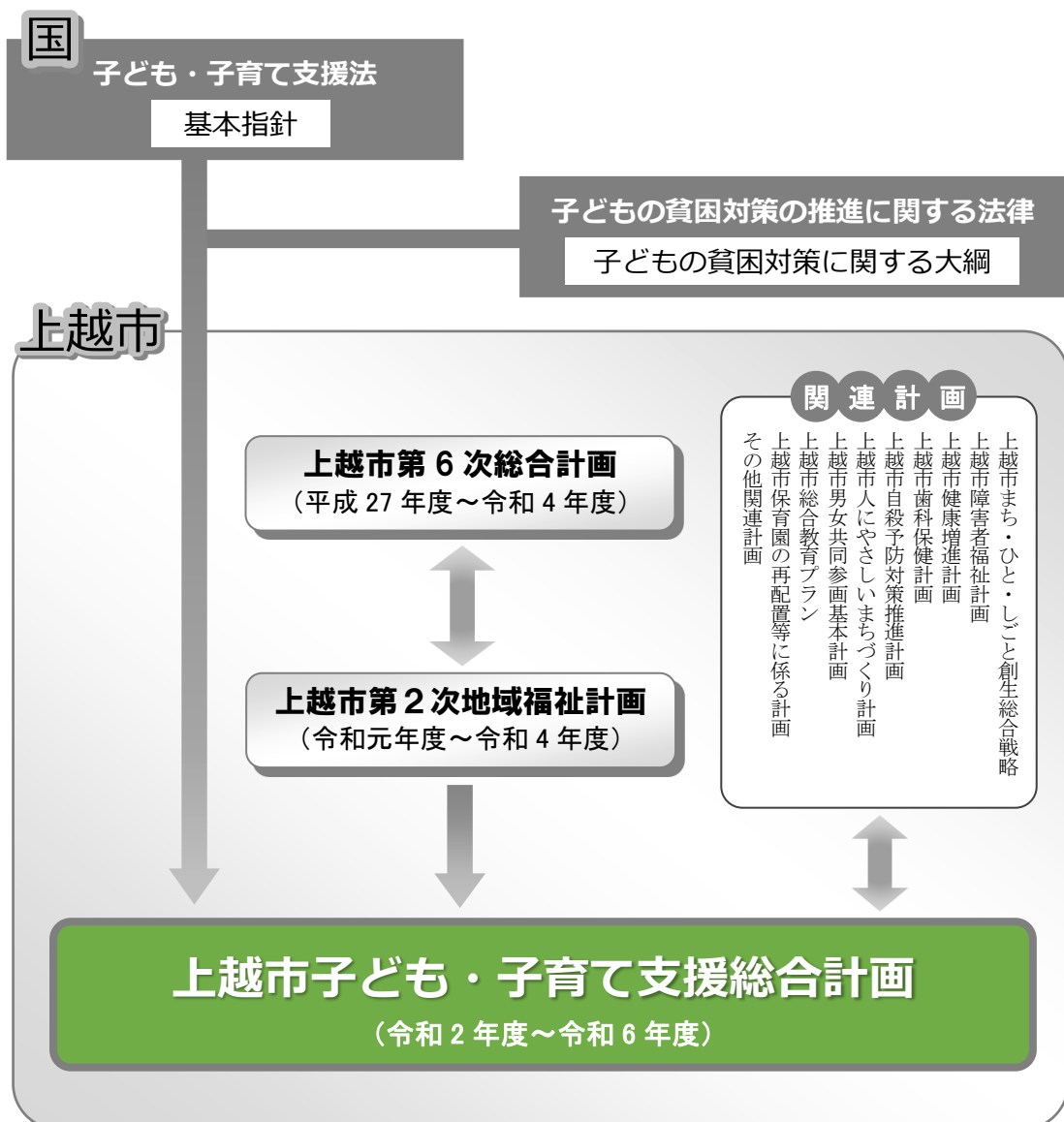
さらに本計画において、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「子どもの貧困対策」を包含し、市全体で子ども・子育て支援施策を推進していく上での総合的な指針となる計画とします。

2 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、当市における子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものであり、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「市町村計画」を包含する計画とします。

また、本計画は、「上越市子ども・子育て支援事業計画」及び「上越市子どもの権利基本計画」を継承し、一体化することを基本に、「子どもの居場所づくり」、「子どもの貧困対策の推進」など新たな取組も加えた総合的な施策を体系化するものです。

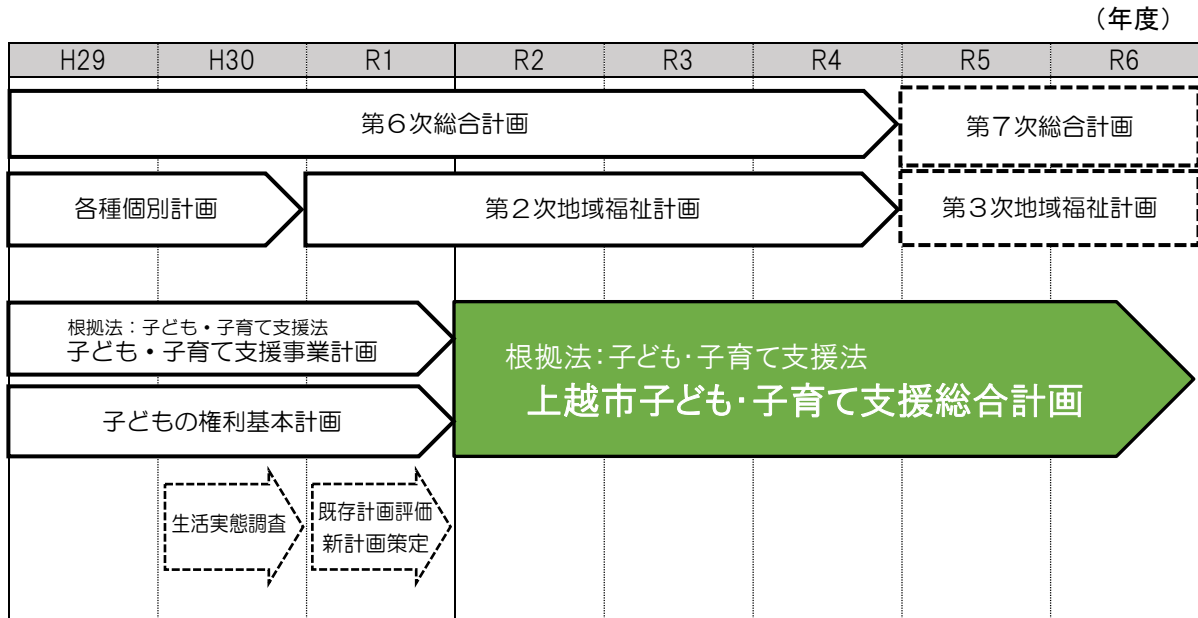
あわせて、当市の最上位計画である「上越市第6次総合計画」と福祉分野の上位計画である「第2次地域福祉計画」及び関連計画との整合を図るものであります。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から6年度までの5年間とします。

また、計画期間内において、「上越市総合計画」、「上越市地域福祉計画」及び関連計画と整合を図るなど、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定体制

(1) 上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、公募による市民を始め、子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者のほか、事業者、労働者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者及び学識経験者からなる「上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員会」を設置し、計画の内容などについて協議、検討を行いました。

(2) 子どもの生活実態に関するアンケート調査

子どものいる世帯の生活実態等を把握することを目的に調査を実施し、その結果から家庭や地域が抱えている課題を整理するとともに、今後の支援に向けた施策の方向性等の集約に反映しました。

(アンケート調査結果の概要は「資料編」を参照)